

社団法人 東京都個人タクシー協会会報

平成19年4月発行 No.394 毎月1回発行

発行者 社団法人東京都個人タクシー協会
教育広報委員会

東京都豊島区巢鴨1-12-1
冠城園ビル6階
電話 (03) 3947-1461 (代)

都内個人タクシーの現況(平成19年4月1日現在)

- ・許可台数 特別区、武三交通圏 18,027台
- 南多摩 276台 北多摩 175台
- ・傘下事業者台数 18,334台

安全管理規程の制定 全事業者が運輸安全 マネジメントに取り組む

(社)東京都個人タクシー協会は、道路運送法第22条の規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、5月1日からこれを実施します。

一丸となって 輸送の安全を確保・向上

道路運送法の改正などにより、運輸安全マネジメントの導入が義務付けられました。(社)東京都個人タクシー協会は、輸送の安全の確保が最も重要であることを再認識し、絶えず輸送の安全性の向上に努めるため、次に掲げる「輸送の安全に関する基本方針」を定めました。

会長が最終的な責任を有する組織を明確にし、安全運行指導員から現場までが一丸となって輸送の安全に関する目標とその計画を作成し、情報の共有や伝達を確実にし、また、業務の改善を継続的にし、記録を管理することにより、輸送の安全性の確保と向上に取り組みます。

全事業者が運輸安全マネジメントに取り組み、お客様に安全で安心、そして快適な個人タクシーサービスを提供できるように

輸送の安全に関する計画

私たち、〇〇個人タクシー協同組合〇〇支部の事業者は、下記事項を遵守し、事故を起こさない安全な運行に努めます。

- 1、交差点及び交差点付近の事故が80%を占めることから、横断歩道手前での確実な一時停止の励行と方向指示の合図を早めに行うこと。
- 2、歩行者、自転車及びオートバイとの事故が50%を占めることから横断歩道上の歩行者、自転車の動向に特に注意を払うとともに、右左折時にオートバイの見落としのないよう対向車線の動向にも十分注意を払うこと。
- 3、四輪車との事故では追突事故が多いことから、前車との車間距離(前車の後輪が見える程度の車間距離)を十分とること。
- 4、スピード違反及び駐車違反には特に注意を払うとともに、信号、交通標識の見落としがないよう十分注意いたします。
- 5、前日の飲酒は、出庫12時間前に切り上げ、常に健全な状態で営業いたします。

平成19年5月1日制定
団体名 〇〇個人タクシー協同組合〇〇支部

各団体は、輸送の安全に関する目標を設定し、重点施策に応じて輸送の安全を確保するため、このような計画を作成します

にこれからも頑張りましょう。

基本的方針は 交通事故削減、意識の徹底

1、安全運行指導員は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、団体において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たします。また、

現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど、現場の状況を十分に踏まえつつ、事業者に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底します。

安全に関する方針の基本理念

一、ロードリーダーとして模範運転を行い、交通秩序を確立し、健全な車社会の構築に努めます。

二、交通事故ゼロを目指し、関連法規制を遵守します。

三、運行管理業務の確実な実行により、安全で安心、そして快適なタクシーの提供に努めます。

四、前年の事故件数10%削減の具体的目標を設定し、その達成

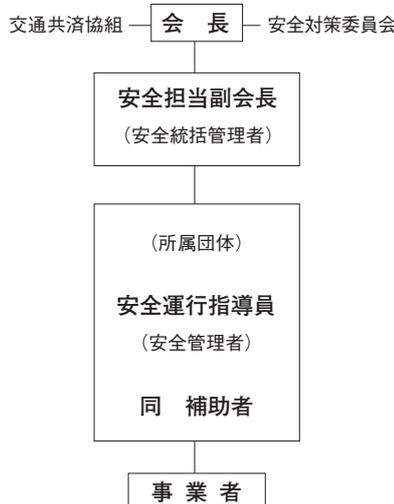
に向けて邁進します。また、必要に応じて見直し、継続的な改善を行います。

五、交通事故防止の意義と社会的責務を認識し、全事業者一丸となって安全マネジメント体制の構築に取り組みます。

2、輸送の安全に関する交通安全削減計画の策定(Plan)、その実行(Do)、実行内容の

チェック(Check)、不備がある場合は改善(Act)を行い、安全対策を不断に見直し、全事業者一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全の向上に努めます。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表します(当協会及び各団体は、ホームページを活用して情報の公開に努めることとなります)。

社団法人東京都個人タクシー協会 運輸安全マネジメント実施体制組織図



許可期限更新 特別研修973名が受講

4月24日、豊島区立豊島公会堂で東京運輸支局による許可期限特別研修が開催されました。12月1日付更新者のうち、交通違反などで更新期限1年となった事業者973名が受講しました。欠席の37名は次回更新時も期限が1年に短縮されます。

研修は東京運輸支局矢田次長の挨拶に始まり、整備部門伊東陸運技術

専門官から「運行管理・整備管理について」、輸送部門小林運輸企画専門官から「タクシーサービスについて」、警視庁交通部交通総務課安全組織西河係長から「交通事故防止について」の講義が行われました。個人タクシーは特別な資格であり、その自覚を持って安全・安心なサービスを提供するべき、と受講者一人一人に語りかける内容となりました。

理事会の焦点

規制緩和から5年

何が生まれて何を失ったか



第11回理事会は、4月11日(水)午後1時から、協会会議室で開催されました。理事総数28名中26名の出席により開催された今回の理事会は、原会長欠席のため齊藤副会長が議長を務め、進行に当たりました。

齊藤副会長は冒頭のあいさつで、個人タクシーの置かれている状況として次の4点について述べられました。

①運賃改定申請の状況

②規制緩和から5年経過、今後のあり方についての要望

③聴覚障害者への対応

④マスターズ制度を軸としたサービス向上5ヵ年計画

齊藤副会長からは②の規制緩和以降の意見の取りまとめについて、「規制緩和から5年が経過し、現在、さまざまな問題点が挙げられています。先日の関東運輸局との意見交換会の内容も踏まえ、全個協から要望書を国土交通省に提出する運びです」との報告がなされました。

また、④サービス向上5ヵ年計画の中心であるマスターズ制度の参加状況について、今後は関東で60%の参加率を目指すとお話がありました。「研修など、皆さんへの周知徹底の機会は何度も設けられています。あとは現場に理解してもらうことが重要です。数値の達成へ向け、皆さんの協力をお願いします」。

引き続き報告事項11項目、通達3項目について富井専務理事から報告がなされ、4つの議題「平成19年度代議員候補者の選出に関する件」「安全管理規程

(案)の制定に関する件」「街頭営業適正化指導規程の一部改定に関する件」「聴覚障害者の外出支援策への要望に対する対応に関する件」の審議に入りました。出席理事からは「安全管理規程の制定について、安全に対する問題点が指摘されるようになった背景には規制緩和がある。まずはその見直しがされるべきでは」「行政通報事案について、以前から行政に通報しているが、処分はできないということだった。街頭営業適正化指導規程の改定後は、対策を講じてくれるのか」など厳しい意見が挙がりました。活発な議論の結果、議題はすべて可決承認されました。

聴覚障害者向けの無線配車サービスを6月1日から開始します

特定非営利活動法人東京都中途失聴・難聴者協会から要望があったことから、(社)東京都個人タクシー協会として、聴覚障害者の方に音声不要の迎車サービスを実施します。自由に気兼ねなくタクシーをご利用いただくため、次のとおり無線室を経由した受注、配車による対応をします。

1. 運用開始日
平成19年6月1日から
2. 方法
電子メール、FAXを使用
3. 具体的な取扱い

【申込方法】
左記内容をメール(携帯電話、パソコン)またはFAX送信

- ①利用者氏名
- ②配車希望時間(利用される時間の20〜30分前から受付)
- ③支払方法(現金・カード・チケットなど)
- ④乗車地の住所もしくは目標物
- ⑤降車地の住所もしくは目標物

【配車方法】

- ①配車は通常配車で行う
- ②車両が確定したときに、お客様が「聴覚障害者」であること

と「行き先」を伝え配車する
【車両番号の伝達】
無線番号と所要時間を返信する
【乗車後のやり取り】
メモ用紙を常備して対応する

4. 周知方法
【聴覚障害者向け】
難聴者協会から聴覚障害者に対し、チラシを配布する
【個人タクシー事業者向け】
(一般車への利用も想定されることから、一般車の事業者にも周知をお願いします)
①ポスター(団体事務所掲出)
②各団体総会・集会時に周知
③各団体機関誌等で周知
④都個協会報で周知
⑤都個協ホームページで周知

「タクシーこども110番」
ステッカー貼付を徹底してください

昨年12月1日から個人タクシー業界でも「タクシーこども110番」運動を正式にスタートさせ、各営業車両には「タクシーこども110番ステッカー」を貼付しマニュアルを備え付け、本活動にご協力いただいているところですが、
まだステッカーを貼付していない車両につきましては、協会街頭指導活動時に本運動の趣旨説明を行ったうえで、その場でステッカーを貼付するよう指導



4月1日付 人事異動

関東運輸局

●自動車交通部 旅客第二課

課長 栗本 久(くりもとひさし)氏

生年月日 昭和29年3月15日

出身地 群馬県

略歴

昭和47年7月 運輸省入省

平成10年4月 関東運輸局自動車交通部旅客第二課調査運賃係長

平成13年6月 関東運輸局自動車交通部旅客第二課専門官

平成15年4月 関東運輸局自動車交通部旅客第二課課長補佐

平成16年4月 群馬運輸支局企画輸送課長

平成18年4月 自動車業務監査指導部監査指導第一課長



東京運輸支局

支局長 塩崎雄二郎(しおさきゆうじろう)氏

生年月日 昭和27年7月28日

出身地 愛媛県

略歴

昭和52年4月 運輸省入省(近畿海運局船舶部船舶検査官)

昭和62年4月 関東運輸局東京海運支局検査課長

平成3年4月 新潟運輸局船舶部造船検査課長

平成6年2月 海上技術安全局船舶検査官

平成10年7月 北海道運輸局船舶部長

平成13年7月 日本原子力研究所総務部調査役

平成17年4月 関東運輸局海上安全環境部長



●監査部門

首席運輸企画専門官 都丸典幸(とまるのりゆき)氏

生年月日 昭和33年2月26日

出身地 群馬県

略歴

昭和55年4月 運輸省入省(千葉県陸運事務所登録課)

平成13年7月 関東運輸局自動車第一部旅客第一課業務係長

平成16年7月 群馬運輸支局企画輸送課専門官

平成18年4月 関東運輸局自動車業務監査指導部監査第二課課長補佐



●自動車交通部 旅客第二課

課長補佐 齋藤 隆氏

監理第二係長 中村光秀氏

●自動車業務監査指導部 旅客

自動車監査官 高山和征氏

自動車監査官 神宮秀樹氏

●監査部門

運輸企画専門官 浪川健治氏

運輸企画専門官 小塚正和氏

●整備部門

陸運技術専門官 伊藤正雄氏

東京運輸支局

支局長 塩崎雄二郎(しおさきゆうじろう)氏

生年月日 昭和27年7月28日

出身地 愛媛県

略歴

昭和52年4月 運輸省入省(近畿海運局船舶部船舶検査官)

昭和62年4月 関東運輸局東京海運支局検査課長

平成3年4月 新潟運輸局船舶部造船検査課長

平成6年2月 海上技術安全局船舶検査官

平成10年7月 北海道運輸局船舶部長

平成13年7月 日本原子力研究所総務部調査役

平成17年4月 関東運輸局海上安全環境部長



次長 矢田淑雄(やだとしお)氏

生年月日 昭和27年9月6日

出身地 東京都

略歴

昭和46年4月 運輸省入省(東京都陸運事務所登録課)

平成9年7月 関東運輸局自動車第一部旅客第二課監理第一係長

平成11年12月 関東運輸局自動車第一部旅客第二課専門官

平成17年4月 関東運輸局総務部広報対策官

平成18年7月 関東運輸局総務部総務課長



●輸送部門

首席運輸企画専門官 久松 宏(ひさまつひろし)氏

生年月日 昭和35年8月15日

出身地 東京都

略歴

昭和54年4月 運輸省入省(東京都陸運事務所足立支所登録課)

平成10年4月 関東運輸局東京陸運支局旅客課第三係長

平成11年4月 自動車交通部旅客課法務係長

平成17年4月 関東運輸局自動車技術安全部安全環境課旅客輸送監理官

平成18年4月 関東運輸局総務部総務課長補佐



●自動車業務監査指導部 旅客

首席自動車監査官 門井正則(かどいまさのり)氏

生年月日 昭和31年6月26日

出身地 埼玉県

略歴

昭和51年4月 運輸省入省(埼玉県陸運事務所)

平成7年10月 東京陸運支局旅客課旅客第二係長

平成9年4月 自動車交通部旅客課法務係長

平成11年4月 関東運輸局自動車第一部旅客第二課監理第二係長

平成13年4月 関東運輸局自動車第一部旅客第二課監理第一係長

平成14年7月 関東運輸局交通環境部環境・安全課専門官



タクシーセンター

平成19年5月の街頭指導計画

重点指導地区

銀座花椿通り(自主規制内)、

ゴールデンウィーク中の羽田空

港乗り場周辺

●交通安全業務及び違法行為の

防止指導

準重点指導地区

東京駅周辺、六本木地区

●交通安全業務及び違法行為の

防止指導

●交通安全業務及び違法行為の

防止指導

大相撲5月場所開催中における

指導

重点指導地区

銀座8号乗り場及び花椿通り

(自主規制内)

午後10時から翌午前1時まで

●交通安全業務及び違法行為の

防止指導

●交通安全業務及び違法行為の

防止指導

●交通安全業務及び違法行為の

平成19年春の全国交通安全運動 利用者に安全と利便性を提供する

平成19年5月11日(金) ～平成19年5月20日(日)

1. 重点目標

(1) 子どもと高齢者の交通事故防止

(2) 飲酒運転の根絶

(3) 自転車の安全利用の推進

(4) 後部座席を含むシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

2. 自動車運送事業者の交通安全運動の推進

自動車運送事業者は、運送事業の運営を適正かつ合理的に行い、運送利用者の安全性及び利便性の向上を図るとともに、他の交通安全を確保すること。また、これらの機会をとらえ、安全に関する法令を遵守することができるとともに、整備・充実を徹底するとともに、運行管理者の位置付けを明確にし、地位向上を図り輸送の安全に万全を期すること。

3. 事業用自動車等の安全運行の確保

次の事項に重点を置いた安全運行の徹底を図るよう指導すること。

正な点呼実施の徹底

② 過労運転を防止するため、適切な運行指示書の作成や長距離運転または夜間の運転に従事する際の交替運転者の配置など運行管理の徹底

③ 歩行者及び自転車利用者(特に子どもと高齢者)の安全や高齢の乗客の保護に配慮(④省略)

④ 車両の安全対策の推進

次の事項に重点を置いて、整備不良車及び不正改造車を排除し車両の安全確保の徹底を図ること。

① 日常点検整備及び定期点検整備の確実な実施

② 不正改造の防止

③ 省エネ運転・エコドライブ運転方法の指導

④ 自動車の使用状況に応じ自動車製作者が示す点検整備方式に基づいた点検の指導

また、特殊な構造・装置の自動車や走行距離が多いなど使用状況が厳しい場合の点検時には、自動車製作者等が発行する点検整備の情報を参考として点検を実施するよう指導

⑤ 自動車に不具合等が発生した際には、自動車等不具合情報ホットラインへ情報提供

5. 子どもと高齢者の交通事故防止

子どもと高齢者の交通事故を防止するため、子どもと高齢者の動向や高齢者の運転能力等を正しく理解させるとともに、子どもと高齢歩行者の保護を徹底するよう指導すること。

6. 後部座席を含むシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

(1) 乗務員に対して、適正なシートベルトの着用を指導すること。

(2) 乗客の安全を図るため、次の事項の実施を指導すること。

① 装備されているシートベルトを乗客が常時着用することができきる状態にしておく

② 乗客にシートベルトの着用を促す

③ 着用状況を運行前に点検する

(3) シートベルト着用用のステッカーを作成し、車内に貼付すること。

7. 覚せい剤の使用防止

覚せい剤使用問題について認識を深め、運転者等に対しその使用の弊害等についての知識の普及を図り厳にその使用防止について指導すること。

8. 広報活動の推進

(1) 交通安全意識の高揚を図るため、車両、事業所等にポスター、垂幕、立看板等を掲出するとともに、関係者はリボン等を着用し、本運動の趣旨を一般に周知すること。(2) 以下省略

子どもと高齢者の交通事故を防止するため、子どもと高齢者の動向や高齢者の運転能力等を正しく理解させるとともに、子どもと高齢歩行者の保護を徹底するよう指導すること。

6. 後部座席を含むシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

(1) 乗務員に対して、適正なシートベルトの着用を指導すること。

(2) 乗客の安全を図るため、次の事項の実施を指導すること。

① 装備されているシートベルトを乗客が常時着用することができきる状態にしておく

② 乗客にシートベルトの着用を促す

③ 着用状況を運行前に点検する

(3) シートベルト着用用のステッカーを作成し、車内に貼付すること。

7. 覚せい剤の使用防止

覚せい剤使用問題について認識を深め、運転者等に対しその使用の弊害等についての知識の普及を図り厳にその使用防止について指導すること。

8. 広報活動の推進

(1) 交通安全意識の高揚を図るため、車両、事業所等にポスター、垂幕、立看板等を掲出するとともに、関係者はリボン等を着用し、本運動の趣旨を一般に周知すること。(2) 以下省略

平成19年3月期街頭指導報告

常習犯への厳しい罰則を求める声も

日時 平成19年3月7日(水)

午後10時から翌午前1時

場所 銀座・新橋地区

指導員 小竹、石川街特委員、第1、第10指導班 計9名

両は常習者。(第10指導班 北嶋班長)

日時 平成19年3月22日(木)

午後10時から翌午前1時

場所 銀座・新橋地区

指導員 小番、城街特委員、第2、第3指導班 計9名

車線確保が渋滞解消に

日航ホテル交差点から新幸橋交差点の間5箇所を定点指導を行う。指導により通行車線を確保した場合、日航ホテル交差点周辺の渋滞解消に及ぼす影響を見る実証実験が本日の目的。

新幸橋ガード下には客待ち待機車両がズラツとしたが、赤色灯を見ると全車移動した。

また、車線確保は外堀通り渋滞解消に有効であることが明らかになった。(第2指導班 今井班長)

新幸橋ガード下には日交の営業所があり、頻りに車両が入ってくる。指導日以外はこの付近で客待ち車両の数が起因する渋滞が予想される。経過を見ながら対策を。(第3指導班 盛田班長)

日時 平成19年3月30日(金)

午後11時から翌午前2時

場所 新宿駅周辺

指導員 木村街特委員長、第4指導班 計5名

大ガード下付近での指導を実施

大ガード下よりの下りタクシー乗り場付近で指導、午後11時から0時までタクシー乗り場に常時空車が4、5台でお客様が順次乗車していた。個人タクシーは少なく法人タクシーがほとんど。

「タクシーこども110番」ステッカーを貼付していない個人タクシーには貼付するよう手渡し、またはその場で貼付した。(第4指導班 白石班長)

訃報

ご冥福をお祈り申し上げます

*3月

氏名	所属団体	享年	病名
伊藤忠芳さん	(東個協)	70歳	肝細胞がん
若林 正さん	(東個協)	65歳	白血病
加藤 昇さん	(板協)	57歳	肺がん
飯山和博さん	(東個協)	57歳	不明
根岸 守さん	(東個協)	67歳	心不全
三安利寿さん	(東個協)	70歳	直腸がん
佐藤吉治さん	(東個協)	73歳	胆のうがん
北岡一夫さん	(四〇)	66歳	肝細胞がん
成田佳昭さん	(東個協)	59歳	不明
永井康信さん	(東個協)	60歳	肺がん